

特別会計 の決算

特別会計は、特定の事業を行う場合、その特定の収入(保険料や使用料など)をもってその支出に充てるために、一般会計と別の会計になっています。本町には6つの特別会計があり、介護サービスを除く会計は歳入が歳出を上回っています。

会計名	歳入	歳出	差し引き
国民健康保険	5億7,443万円	5億5,725万円	1,718万円
後期高齢者医療	8,181万円	7,934万円	247万円
介護保険	5億2,971万円	5億1,209万円	1,763万円
介護サービス	2,973万円	2,973万円	0円
簡易水道	6億7,096万円	6億607万円	6,490万円
公共下水道	2億9,175万円	2億6,524万円	2,651万円
計	21億7,840万円	20億4,971万円	1億2,870万円

健全化判断比率と 資金不足比率の公表

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すことを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)により、地方公共団体は毎年度、財政に関する指標である「健全化判断比率」と「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受けた上で、議会に報告するとともに、地域住民に公表することが義務付けられています。

平成30年度の決算に基づいて算定された厚真町の健全化判断比率・資金不足比率は表のとおりで、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っています。

資金不足比率

この比率は、公営事業で資金不足割合から経営状況の深刻度をみます。

本町では、2つの特別会計が公営事業にあたりますが、2つの会計とも資金不足が生じていないため「-」で表示しています。

	資金不足比率	経営健全化比率
簡易水道事業 特別会計	-	20.0%
公共下水道事 業特別会計	-	

健全化判断比率

本町の健全化判断比率は次のとおりで、健全化判断基準を超える比率はありません。

「-」は、実質赤字額・連結赤字額がない(黒字である)ことを示しています。

指標	厚真町	早期健全化 比率	財政再生 基準
(1)実質赤字比率	-	15.0%	20.0%
(2)連結実質赤字比率	-	20.0%	30.0%
(3)実質公債費比率	10.2%	25.0%	35.0%
(4)将来負担比率	-	350.0%	

【用語の説明】

- 普通会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率
- 全ての会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率
- 借金の返済額等の大きさから資金繰りの危険度をみる比率
- 町が抱える負債の残高から将来財政への圧迫度をみる比率

平成30年度 主な事業

河川災害復旧事業
活・災害復旧費補助金
用・災害復旧費負担金
4億5,949万円



道路橋梁災害復旧事業
活・災害復旧費補助金
用・災害復旧費負担金
4億4,324万円



厚真放課後児童クラブ整備事業
活・子ども子育て支援整備交付金
用・社会福祉施設整備補助金
1億9,674万円



上厚真中央公園整備事業
活・石油交付金
用・石油交付金基金繰入金
8,845万円



平成30年度

決算

平成30年度における町の一般会計と特別会計の決算が、昨年12月に行われた令和元年第4回定例議会で認定されました。皆さんに納めていただいた税金や、国や道などから町に入ったお金が1年間どのように使われているかをお知らせします。

問い合わせ 総務課 財政グループ (☎ 27-2481)

※各項目の合計と総額の相違に関しては、1万円未満の端数処理によるものです。

一般会計 の決算

一般会計は、町の財政の基本を示す家計簿といえるもので、税金などの収入を示す「歳入」と、その使い道を示す「歳出」の2つから成り立っています。

